

(第6期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 6 期 報 告 書

第 6 期 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで) 事 業 報 告

第 6 期末 (平成19年3月31日現在) 貸 借 対 照 表

第 6 期 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで) 損 益 計 算 書

第6期 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本

監 査 委 員 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

第 6 期末 (平成19年3月31日現在) 連結貸借対照表

第 6 期 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで) 連結損益計算書

第6期 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告書謄本

株式会社 **リそなホールディングス**

第6期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(金融経済環境)

当期の世界経済は、BRICsや新興国など地域的な広がりをもって、高成長が持続しました。

米国では、住宅投資が大幅に減少し、景気の下押し要因となりましたが、雇用・所得環境が堅調であり、個人消費が底固く、経済の下支えとなりました。アジアでは、中国が段階的に金融引き締めを実施するなど、景気過熱抑制策をとりましたが影響は限定的で、高い経済成長を続けました。ユーロ圏では生産増加と企業収益改善が設備投資・個人消費につながり、堅調な景気拡大が続きしました。

当期のわが国経済は、前期と比較しテンポは鈍化したものの、プラス成長を続けました。

輸出は、海外経済の拡大を背景に、増勢が続きしました。企業は、設備の不足感が強いなか、収益が高水準を維持したこともあり、設備投資を積極的に行いました。一方で、企業は慎重さも崩しておらず、雇用者所得の伸びは限定的なものに留まりました。消費は、所得の伸び悩みに加え、天候不順の影響も重なり、夏場にかけては一時的に落ち込む場面が見られました。しかし、秋以降は持ち直し、概ね横ばいで推移しました。住宅投資は、金利の先高感や、雇用情勢の改善、地価の底値感の台頭から緩やかに増加しました。こうした内外需の増加を背景に生産は増加を続けました。IT関連の在庫積み上がりはみられましたが、全体として在庫水準は低く、在庫調整圧力は限定的に留まりました。

国内企業物価は原油価格高騰の影響を受けて夏場にかけて上昇傾向を辿りましたが、年度後半は原油価格が反落したことで、一転して伸びは鈍化しました。一方、消費者物価(全国、除く生鮮食品)は8月に実施された5年毎の基準改定により下方修正されたことと、年度後半にかけては、原油価格下落の影響もあり、ゼロ近辺での推移となりました。

金融資本市場に目を転じると、日本銀行は経済・物価情勢を踏まえ、7月におよそ5年ぶりにゼロ金利を解除、2月には追加利上げを実施し、無担保コール翌日物金利の誘導水準を合わせて0.50%引き上げました。短期金利は、2度の利上げを受け、上昇基調を辿りましたが、先高感は乏しく、上昇幅は限定的となりました。長期金利(新発10年国債市場利回り)は海外金利の上昇や利上げ観測の台頭を受け、上昇する場面も見られましたが、米国景気の減速や消費者物価の下方改定を材料に、振れを伴いながらも低下基調を辿りました。株式市場は、世界的な株価下落を受け、6月には日経平均が1万4000円台まで下落しましたが、実体経済の緩やかな拡大を受け、2月には平成12年初め以来となる1万8000円台を一時回復しました。円の対ドルレートは、期初に一時的に110円割れとなりましたが、日米金利格差を背景として、基調としては緩やかに円安が進行し、1月には120円台乗せに達しました。その後は米国景気の不透明感も台頭し、小幅円高方向に揺り戻す展開となりました。

(企業集団の主要な事業内容)

当グループが営む事業の大部分は銀行・信託業務が占めており、その他の業務としては、ファクタリング業務・クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務などの金融関連業務を行っています。

(企業集団の事業の経過及び成果)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、平成15年11月に「りそな再生のための集中再生期間における計画」(HOPのための計画)を策定・公表し、徹底した財務改革を中心に再生のための基礎を構築いたしました。翌平成16年11月には、集中

再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた新たなステージにおける計画（STEPのための計画）を策定・公表し、「リストラから営業力強化へ」をテーマに、「地域を軸とした運営体制の強化」、「サービス業への更なる進化」、「システム統合による基盤整備」を重点課題として様々な改革に取り組んでまいりました。

さらに、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却による「事業の選択と集中」と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革である「業務運営の変革」に積極的に取り組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成18年11月に「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける計画として、平成22年3月末までを新たな計画期間とする「経営の健全化のための計画」（JUMPのための計画）を公表し、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を『りそな』の差別化戦略として明確に位置付けるとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を進めております。

STEP期間の最終年度であるとともに、JUMP期間の初年度である第6期事業年度における取組みは以下の通りです。

- ・地域運営の徹底

「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指すりそなグループにとって、地域のお客さまとのリレーションシップの向上を大きな経営課題と考えております。こうした考えを踏まえ、当グループでは、お客さまに一番近い各傘下銀行の営業現場が「お客さま発・地域発」の活動を行う「地域運営」を営業の組織運営の基本とし、お客さまのニーズに迅速にお応えできる仕組みを整えてまいりました。具体的には、地元大学等の最先端の研究成果を地元企業の経営に活用していただくとともに、当グループのソリューション機能を提供するなどの産学連携や、地元企業株式を投資対象とした地域別投資信託「ご当地ファンド」の組成など様々な成果が出ております。また、各地域責任者を中心として、地域特性やマーケットポジションに応じた選択と集中を更に加速させるとともに、地域のお客さまとのコラボレーションを展開し、新たなマーケットや収益機会を創出しております。

- ・アライアンスの拡充

強みのある5大ビジネス分野（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）に経営資源を集中する一方で、業界トップクラスの企業等とのアライアンスを通じて、お客さま本位かつ競争力のある商品・サービスを提供する戦略をとってまいりました。具体的には、ソリューション強化（証券、IPO支援、国際業務等）、利便性向上（クレジットカード、ポイントサービスにおけるポイント交換等）、品揃え充実（投資信託、住宅ローン等）を目指したアライアンスを拡充してまいりました。こうしたアライアンス戦略により、お客さまの多様化するニーズに的確にお応えする体制を整えております。

- ・オペレーション改革の推進

リテール分野に経営資源を集中していくなかで、オペレーション改革を進めることにより、迅速で正確なサービス提供によるお客さま利便性の向上と、ローコストでの運営体制の両立に努めてまいりました。具体的には、事務処理スペースと相談スペースを明確に分離し、相談スペースを大幅に増加させ、お客さまがゆったりと相談できるお客さま本位の営業店である次世代型店舗の展開を拡大させました。また、事務プロセスを極小化するための改革を進めることにより、お客さまからの信頼を高めるための事務品質の向上に努めております。

・サービス改革の追求

当グループは銀行業からサービス業への進化に向けて、お客さまを深く理解し、お客さまの立場にたって発想することを原点として、旧来の常識に囚われない業務・意識改革を行っております。ホームページ、店頭、カスタマーセンター等に寄せられるお客さまからの貴重な声(苦情・要望・激励等)を分析し、より良い商品の開発やサービスの向上に反映させております。こうしたお客さまに軸足を置いた改革を進めるとともに、商品・サービスの更なる品質向上とお客さまの期待を超える提案のできる人材育成に努めております。

また、当グループは、傘下銀行や、その他子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ商業銀行については、地域に根ざした金融機関として、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的にお応えするなど地域に貢献してまいりました。りそな信託銀行については、企業年金に強みを持つ機能特化型の銀行として、グループ商業銀行との連携強化に取組んでまいりました。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行ってまいりました。

当期の業績については次の通りとなりました。

連結経常収益につきましては、貸出金利息を中心とした資金運用収益が6,652億円、信託報酬が404億円、役務取引等収益が2,078億円、特定取引収益が219億円、国債等債券売却益などその他業務収益が710億円、株式等売却益などその他経常収益が1,468億円、合計1兆1,533億円となりました。前期比では、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加などに伴う資金運用収益の増加や、株式等売却益の増加によるその他経常収益の増加などにより、1,062億円の増加となりました。連結経常費用につきましては、預金利息などの資金調達費用が1,015億円、役務取引等費用が508億円、特定取引費用が4億円、その他業務費用が485億円、営業経費が3,846億円、貸出金償却などの与信関連費用や株式等売却損・株式等償却を含むその他経常費用が1,575億円、合計7,434億円となりました。前期比では、647億円の増加となりました。

以上の結果、連結経常利益は4,098億円、前期比415億円の増加となりました。また、特別利益は、償却債権取立益などにより291億円、特別損失は129億円となっております。なお、当連結会計年度におきまして、当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積り期間を1年から5年に見直しました結果、法人税等調整額が前期比2,545億円減少して△2,636億円となり、連結当期純利益は6,648億円、前期比2,816億円的大幅増益となりました。

連結総資産は39兆9,856億円、前期末比4,138億円の減少となりました。会社法の施行などに伴い、従来の資本の部は純資産の部となりましたが、その内訳は、株主資本合計が1兆4,673億円、評価・換算差額等合計が3,444億円、少数株主持分が1,583億円で、合計1兆9,701億円となっております。なお、従来の資本の部に当たる金額は1兆8,274億円で、前期比では、1,704億円の増加となりました。

(当社の事業の経過及び成果)

当社は銀行持株会社であり、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、りそな信託銀行及びその他のグループ会社の親会社として、事業戦略策定、経営資源の配分、及び経営管理を行い、グループ全体を統括しております。

資本政策につきましては、平成18年度を「公的資金返済本格化への1年」と位置づけ、早期健全化法に基づく優先株式5,327億円の取得および永久劣後ローン200億円の返済(いずれも簿価相当額)ならびに預金保険法に基づく普通株式の市場売却にかかる申出を実施いたしました。また、新規優先株式として第4種優先株式630億円を発行し「その他資本剰余金」に振り替え

ることにより、自己株式の取得原資を増加いたしました。

また、当社単体の業績につきましては、経常利益は3,844億円、当期純利益は4,191億円を計上いたしました。これを踏まえ、優先株式について所定の配当を行うと同時に、普通株式についても、1株1,000円の配当を実施させていただきます。

（企業集団が対処すべき課題）

当グループは、持続的成長により公的資金の返済を実現していくために、平成18年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を公表し、この計画に基づいて、資産効率重視の収益増強、取引基盤の拡大、最重要の戦略資源である人材の改革、さらには信頼度No.1への挑戦を重点課題とし、経営の質を重視した成長戦略に取り組んでまいります。

・資産効率重視の収益増強

当グループの強みである中堅・中小企業や個人のお客さまへの貸出に注力するとともに、金融商品販売、不動産、企業年金等の非金利収益の増強に取り組むことで、資産の効率性向上を図ってまいります。あわせて、オペレーション改革等を通じたローコスト運営の一層の推進に取り組んでまいります。

・お客さま価値創造を通じた取引基盤の維持・拡大

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会の到来の中、『りそな』を選んで頂くために、ソリューション提供力やリレーションシップを強化し、お客さまの利便性や満足度を向上させることにより、競争優位性の向上を図り取引基盤を拡大してまいります。また、グループシナジーを発揮することにより、他社にない価値を創造する金融グループの実現を目指してまいります。

・現場力向上に向けた人材改革

持続的な成長を支える人材強化に取り組むことにより、金融のプロフェッショナルとしての社員一人ひとりの質を高め、生産性向上を実現してまいります。具体的には、各種研修の拡充、人材育成の仕組みの再構築、職責と成果に応じたメリハリのある処遇、多様な人材が活躍できる風土創り（ダイバーシティマネジメント）等に挑戦してまいります。

・信頼度No.1への挑戦

「企業の信頼性」に対する社会からの要求がますます強まるなか、銀行のサービスの基本は「信頼」であることを改めて認識し、法令等の遵守はもとより、情報管理の徹底やお客さま保護への積極的な取組みに努めてまいります。また、オペレーション改革や次世代型店舗の展開により、事務プロセスそのものを簡素化・自動処理化し、可能な限り人手の介在しない、事務過誤の発生しない仕組みを構築してまいります。これらの取組みを通じて、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めて頂けるよう、お客さまからの信頼を全てに優先し、誠実かつ正確なサービスの提供に努めてまいります。

傘下銀行と同様に、それ以外の国内子会社・関連会社についても、金融商品取引法施行等への対応など、引き続き内部統制の強化に努めるとともに、お客さまの多様化する金融ニーズへの対応に向けた専門性や、グループのローコスト・オペレーションに資する効率性の向上にも継続的に取り組んでまいります。これにより、個社でのマーケット競争力向上を目指すとともに、グループの共通プラットフォームとして各傘下銀行と緊密な連携を行うことで、グループ企業価値の向上を実現してまいります。

当グループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
連 結 経 常 収 益	11,381	10,765	10,470	11,533
連 結 経 常 利 益 (又は連結経常損失)	△ 11,118	3,964	3,683	4,098
連 結 当 期 純 利 益 (又は連結当期純損失)	△ 16,639	3,655	3,832	6,648
連 結 純 資 産 額	8,130	11,864	16,570	19,701
連 結 総 資 産	398,418	395,633	403,995	399,856

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結純資産額につきましては、平成17年度以前は連結貸借対照表の「資本の部」の金額を、平成18年度は連結貸借対照表の「純資産の部」の金額を、それぞれ記載しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
営 業 収 益	325	745	3,175	3,958
受 取 配 当 額	191	634	3,090	3,894
銀行業を営む子会社	191	634	3,090	3,894
その他の子会社	—	—	—	0
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	百万円 △ 1,463,902	百万円 44,519	百万円 299,043	百万円 419,123
1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純損失)	円 銭 △ 156 34	円 銭 2 15	円 銭 24,536 53	円 銭 32,367 71
総 資 産	13,459	14,294	14,088	13,640
銀行業を営む子会社株式等	10,359	11,133	11,049	10,923
その他の子会社株式等	—	—	189	189

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種優先株式の全てについて、1,000株を1株に併合しております。

1株当たり情報については、平成17年度の期首に当該株式併合があったものと仮定して記載しております。

3. 1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)は、当期純利益(又は当期純損失)から当期優先株式配当金額を控除した金額を期中平均発行済普通株式数(自己株式の期中平均株式数を除く)で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀行・信託業	その他の事業	銀行・信託業	その他の事業
使 用 人 数	15,820人	425人	15,684人	439人

(注) 就業者数を記載しております。

ロ. 当社の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	427 人	381 人
平 均 年 齢	41 年 7 月	40 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	18 年 2 月	17 年 5 月
平 均 給 与 月 額	638 千円	597 千円

- (注) 1. 当社使用人は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 企業集団の主要な営業所等の状況

①銀行・信託業

株式会社りそな銀行	大阪営業部、東京営業部、他338ヵ店（前年度末377ヵ店）
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま営業部、他130ヵ店（前年度末114ヵ店）
株式会社近畿大阪銀行	本店、他135ヵ店（前年度末137ヵ店）
りそな信託銀行株式会社	本店、他3ヵ店（前年度末4ヵ店）

②その他の業務

りそな決済サービス株式会社	本社、他3ヵ店
りそなカード株式会社	本社、他2ヵ店
りそなキャピタル株式会社	本社、他1ヵ店

ロ. 当社の事務所の状況

事 務 所 名	所 在 地	設置年月日
大 阪 本 社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	平成13年12月12日
東 京 本 社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	平成14年3月1日

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	16,287
---------	--------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新設（りそな銀行大船支店他）	815
店舗の売却（りそな銀行旧池袋副都心支店他）	
ソフトウェアの導入・更改	900

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	当社への配当額
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信託業務 銀行業務	大正7年 5月15日	百万円 279,928	% 100.00	百万円 317,306
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	銀行業務	平成14年 8月27日	70,000	100.00	32,300
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区城見一丁目4番27号	銀行業務	昭和25年 11月24日	38,971	100.00	31,801
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	信託業務 銀行業務	平成13年 12月10日	10,000	100.00	8,000
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号	信用保証業務	昭和50年 5月8日	14,000	100.00 (49.02)	—
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	信用保証業務	昭和44年 7月23日	6,000	100.00 (100.00)	—
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区備後町一丁目7番6号	信用保証業務	平成7年 3月17日	6,397	99.98 (99.98)	—
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号	ファクタリング業務	昭和53年 10月25日	1,000	100.00	—
りそな債権回収株式会社	東京都千代田区九段南一丁目5番6号	債権管理回収業務	平成12年 10月25日	500	100.00	—
りそなカード株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目2番6号	クレジットカード業務 信用保証業務	昭和58年 2月12日	1,000	58.25 (8.35)	18

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	当社への配当額
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区京橋一丁目3番1号	ベンチャーキャピタル業務	昭和63年3月29日	百万円 4,500	82.22 % (32.62)	百万円 22
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	コンサルティング業務	昭和61年10月1日	100	92.43 (42.68)	—
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区上野五丁目25番11号	事務等受託業務	昭和55年7月25日	80	100.00	—
りそな人事サポート株式会社	大阪市中央区備後町二丁目1番8号	人材派遣業務 福利厚生業務	昭和62年10月2日	60	100.00	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	信託業務 銀行業務	平成12年6月20日	51,000	33.33 (33.33)	—
日本トラスティ情報システム株式会社	東京都府中市日鋼町1番10号	情報処理サービス業務	昭和63年11月1日	300	33.33 (33.33)	—
りそなプルダニア銀行 〔P.T. Bank Resona Perdania〕	JL. Jend. Sudirman Kav. 40-41, Jakarta, Indonesia	銀行業務	昭和31年2月15日	2,850億 インドネシア 〔3,676〕 百万円	43.41 (43.41)	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、少数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。
5. りそな・バンク（キャピタル・マネージメント）ビーエルシーは、平成19年3月19日に清算手続きが終了いたしました。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	当社への出資状況		
		持 株 数	議決権比率	
株式会社整理回収機構	百万円 80,000	千株	%	
		乙種第一回優先株式	272	100.00
		丙種第一回優先株式	120	100.00
		戊種第一回優先株式	9	100.00
		己種第一回優先株式	80	100.00
株式会社りそな銀行	130,000	—	—	

(注) 議決権比率は、各種優先株式について記載しております。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
細 谷 英 二	取 締 役 代 表 執 行 役	株式会社りそな銀行代表取締役会長	
水 田 廣 行	取 締 役 代 表 執 行 役	株式会社りそな銀行取締役副会長	
檜 垣 誠 司	取 締 役		
箭 内 昇	取 締 役 (社 外 役 員)	アローコンサルティング事務所代表	
渡 邊 正 太 郎	取 締 役 (社 外 役 員)	株式会社りそな銀行取締役 (社外役員)	
小 島 邦 夫	取 締 役 (社 外 役 員)	社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事 日本証券金融株式会社取締役相談役	
飯 田 英 男	取 締 役 (社 外 役 員)	弁護士 関東学院大学法学部教授	
奥 田 務	取 締 役 (社 外 役 員)	株式会社大丸代表取締役会長兼最高経営責任者	
川 本 裕 子	取 締 役 (社 外 役 員)	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
永 井 秀 哉	取 締 役 (社 外 役 員)	株式会社埼玉りそな銀行取締役 (社外役員) 日本曹達株式会社常勤監査役 (社外役員)	
野 村 正 朗	執 行 役 グループ戦略部 (りそな銀行経 営管理) 担当	株式会社りそな銀行代表取締役社長	
川 田 憲 治	執 行 役 グループ戦略部 (埼玉りそな銀行 経営管理) 担当	株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長	
桔 梗 芳 人	執 行 役 グループ戦略部 (近畿大阪銀行 経営管理) 担当	株式会社近畿大阪銀行代表取締役社長	
田 中 卓	執 行 役 グループ戦略部 (りそな信託銀行 経営管理) 担当	りそな信託銀行株式会社代表取締役社長	
渡 辺 真 也	執 行 役 グループ戦略部 (りそな総合研 究所経営管理) 担当	株式会社りそな銀行常務執行役員 りそな総合研究所株式会社代表取締役社長	
石 井 進	執 行 役 グループ戦略部 (りそなビジネ スサービス経 営管理) 担当	りそなビジネスサービス株式会社代表取締役社長	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
中 村 重 治	執 行 役 コーポレートコミ ュニケーション部 (I R 除く) 担当兼 コーポレートガバ ナンス事務局担当	株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員	
深 井 慎	執 行 役 内 部 監 査 部 長		
山 岡 和 馬	執 行 役 長 人材サービス部長	株式会社りそな銀行常務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行取締役(社外役員) りそな人事サポート株式会社代表取締役社長	
田 村 泰 博	執 行 役 オペレーション 改革部担当兼購 買 戦 略 部 担 当	株式会社りそな銀行執行役員	
東 和 浩	執 行 役 長 財 務 部	株式会社りそな銀行執行役員 りそな信託銀行株式会社取締役(社外役員)	
磯 野 薫	執 行 役 リスク統括部担当 兼コンプライアンス 統括部担当兼信 用リスク統括部担 当		
岩 田 直 樹	執 行 役 商品企画部担当	株式会社りそな銀行常務執行役員	
池 田 一 義	執 行 役 グループ戦略部 (新規事業) 担当 兼システム部担当	株式会社りそな銀行執行役員 株式会社近畿大阪銀行取締役(社外役員)	
野 口 正 敏	執 行 役 グループ戦略部長 兼コーポレートコ ミュニケーション 部 (I R) 担 当		
小 嶋 一 晃			平成 18 年 7 月 31 日退任

(注) 1. 細谷英二および水田廣行は執行役を兼務しております。

2. 当年度中の執行役の異動

- (1) 平成18年6月28日開催の当社取締役会において、桔梗芳人、中村重治、小嶋一晃の3氏が新たに執行役に選任され、同日就任いたしました。
- (2) 平成18年6月28日付をもって、利根忠博、新井信彦、檜垣誠司の3氏は退任いたしました。
- (3) 平成18年7月26日開催の当社取締役会において、渡辺真也氏が新たに執行役に選任され、平成18年8月1日付にて、就任いたしました。
- (4) 平成18年7月31日付をもって、小嶋一晃氏は退任いたしました。

3. 各委員会の委員は下記のとおりです。平成18年6月28日開催の取締役会で選定され、就任いたしました。

指名委員会：永井秀哉（委員長） 渡邊正太郎 細谷英二
監査委員会：箭内 昇（委員長） 飯田英男 川本裕子 檜垣誠司
報酬委員会：小島邦夫（委員長） 奥田 務 細谷英二

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：人・百万円)

区 分	取締役	執行役	計
支給人数	8	16	24
報酬等の額	75	183	258

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 期末現在の人員は、取締役10名、執行役17名で、内2名は取締役と執行役を兼務しております。なお、取締役としての報酬は支給しておりません。また、執行役のうち、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務するものについては、報酬は支給しておりません。

取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の取締役および執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

- (1) 当社の取締役および執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。
- (2) 具体的な報酬体系は、固定部分である役職位別報酬と変動部分である業績連動報酬で構成します。

①役職位別報酬は、役職位毎の責任の大きさに応じて支給します。

②業績連動報酬は、前年度の業績結果に応じて支給します。

執行役の業績連動報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、個人別の業績および会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は60対40としております。

取締役の業績連動報酬は、執行役に対する監督を健全に機能させるため、会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は95対5とします。

- (3) 指名、報酬、監査の各委員会の構成委員たる社外取締役に対しては、上記(2)に加え、各委員としての監督活動の頻度に応じた報酬を支給します。
- (4) 執行役と取締役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しません。また、執行役のうち、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する場合は、報酬は支給しません。

なお、退職慰労金制度については、平成16年6月25日をもって廃止しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏 名	兼任その他の状況
箭 内 昇	アローコンサルティング事務所代表
渡 邊 正 太 郎	株式会社りそな銀行社外取締役 株式会社伊勢丹社外取締役
小 島 邦 夫	社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事 日本証券金融株式会社取締役相談役 株式会社商船三井社外取締役 株式会社 J B I S ホールディングス社外取締役
飯 田 英 男	弁護士 関東学院大学法学部教授 株式会社エコス社外監査役 文化シャッター株式会社社外監査役
奥 田 務	株式会社大丸代表取締役会長兼最高経営責任者（※） 株式会社大阪証券取引所社外取締役
川 本 裕 子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 株式会社大阪証券取引所社外取締役 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ミレアホールディングス社外監査役
永 井 秀 哉	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役 日本曹達株式会社社外常勤監査役

（注）株式会社大丸（上記※）と当社との間には、特筆すべき資本関係・取引関係等はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会（および監査委員会）において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
箭 内 昇	平成 15 年 6 月 27 日～	当年度取締役会 20 回開催のうち 20 回出席。 当年度監査委員会 13 回開催のうち 13 回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、グループにおける内部統制や経営戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
渡 邊 正 太 郎	平成 15 年 6 月 27 日～	当年度取締役会 20 回開催のうち 19 回出席。 当年度指名委員会 7 回開催のうち 7 回出席。	製造業出身者および長年に亘る経営者としての経験に基づき、特に、管理会計や業務運営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
小 島 邦 夫	平成 17 年 6 月 28 日～	当年度取締役会 20 回開催のうち 16 回出席。 当年度報酬委員会 5 回開催のうち 5 回出席。	金融分野の専門家および経営者としての経験に基づき、特に、金融市場や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
飯 田 英 男	平成 18 年 6 月 28 日～	就任後取締役会 15 回開催のうち 14 回出席。 就任後監査委員会 10 回開催のうち 10 回出席。	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法律や法令等遵守の観点からの積極的な意見・提言等があります。
奥 田 務	平成 18 年 6 月 28 日～	就任後取締役会 15 回開催のうち 11 回出席。 就任後報酬委員会 4 回開催のうち 4 回出席。	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、人材育成や市場分析の観点からの積極的な意見・提言等があります。
川 本 裕 子	平成 18 年 6 月 28 日～	就任後取締役会 15 回開催のうち 11 回出席。 就任後監査委員会 10 回開催のうち 10 回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営改革や人事運営の観点からの積極的な意見・提言等があります。
永 井 秀 哉	平成 18 年 6 月 28 日～	就任後取締役会 15 回開催のうち 14 回出席。 就任後指名委員会 5 回開催のうち 5 回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

(3) 責任限定契約

社外取締役である箭内昇氏、渡邊正太郎氏、小島邦夫氏、飯田英男氏、奥田務氏、川本裕子氏および永井秀哉氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：人・百万円)

	当社から受けている報酬等	
	支給人数	支 給 額
合 計	7	60

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行する株式の総数	普 通 株 式	73,000千株
	優 先 株 式	10,037千株
	(うち乙種優先株式	680千株)
	(うち丙種優先株式	120千株)
	(うち丁種優先株式	0千株)
	(うち戊種優先株式	240千株)
	(うち己種優先株式	80千株)
	(うち第1種優先株式	2,750千株)
	(うち第2種優先株式	2,817千株)
	(うち第3種優先株式	2,750千株)
	(うち第4種優先株式	100千株)
	(うち第5種優先株式	100千株)
	(うち第6種優先株式	100千株)
	(うち第7種優先株式	100千株)
	(うち第8種優先株式	100千株)
	(うち第9種優先株式	100千株)

発行済株式の総数	普 通 株 式	11,399千株
	優 先 株 式	8,824千株
	(うち乙種第一回優先株式	272千株)
	(うち丙種第一回優先株式	120千株)
	(うち丁種第一回優先株式	0千株)
	(うち戊種第一回優先株式	9千株)
	(うち己種第一回優先株式	80千株)
	(うち第1種第一回優先株式	2,750千株)
	(うち第2種第一回優先株式	2,817千株)
	(うち第3種第一回優先株式	2,750千株)
	(うち第4種優先株式	25千株)

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 丁種第一回優先株式の発行済株式総数は60株であります。
3. 平成18年8月31日に第4種優先株式を発行いたしました。

(2) 当年度末株主数

普 通 株 式	316,341名
乙種第一回優先株式	1名
丙種第一回優先株式	1名

丁種第一回優先株式	1名
戊種第一回優先株式	1名
己種第一回優先株式	1名
第1種第一回優先株式	1名
第2種第一回優先株式	1名
第3種第一回優先株式	1名
第4種優先株式	1名

(3) 大株主

①普通株式（上位10名）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預金保険機構	5,648 千株	49.56%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	341	2.99
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운ツ イーアイエスジー	170	1.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	125	1.09
第一生命保険相互会社	99	0.87
資産管理サービス信託銀行株式会社	85	0.75
野村ホールディングス株式会社	79	0.69
アールビーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト ロンドン クライアント アカ운ツ	75	0.66
大同生命保険株式会社	70	0.61
ユービーエス エーजी ロンドン アカ운ツ アイビービー ノン セグ アカ운ツ	62	0.54

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（2千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 341千株
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 125千株
- 資産管理サービス信託銀行株式会社 85千株
4. 上記株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましては、同社株式を株式会社りそな銀行が340千株（33.33%）所有しております。
5. 預金保険機構ほか3名から平成19年1月30日付で提出された大量保有（変更）報告書において、預金保険機構が平成19年1月26日現在で当社株式5,726千株（持株比率50.24%）を保有している旨が記載されておりますが、当社としては平成19年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

②乙種第一回優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	272 千株	100.00 %

③丙種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	120 千株	100.00 %

④丁種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
エイビー・インターナショナル・ケイマン・トラスト アクティング スルー イッツ トラスティ クイーン ズゲイト・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リ ミテッド (常任代理人 株式会社りそな銀行)	0 千株	100.00 %

(注)「当社への出資状況」の持株数は、60株であります。

⑤戊種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	9 千株	100.00 %

⑥己種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	80 千株	100.00 %

⑦第1種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預 金 保 険 機 構	2,750 千株	100.00 %

⑧第2種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預 金 保 険 機 構	2,817 千株	100.00%

⑨第3種第一回優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
預 金 保 険 機 構	2,750 千株	100.00%

⑩第4種優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 し ん き ん 信 託 銀 行	25 千 株	100.00 %

(注) 以上の優先株式につきましては、持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有

①取得株式

普通株式 976株

取得価額の総額 347,220千円

②処分株式

普通株式 90株

処分価額の総額 28,029千円

③失効手続をした株式

該当ありません

④決算期における保有株式

普通株式 2,820株

(注) 1. 上記以外に、会社法第157条第1項の規定に基づき、以下の優先株式を自己株式として取得しております。
なお、取得した優先株式に関しては、当期中に消却を行っております。

①乙種第一回優先株式

取得株式の総数 407,798株

取得価額の総額 293,369,881千円

②戊種第一回優先株式

取得株式の総数 230,424株

取得価額の総額 276,628,620千円

2. また、会社法第167条第1項の規定に基づき、以下の優先株式を自己株式として取得しております。なお、取得した優先株式に関しては、当期中に消却を行っております。

丁種第一回優先株式

取得株式の総数 60株

引換価額 1株につき496,300円

取得の対価 普通株式241株

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
監査法人トーマツ 指定社員 代表社員 公認会計士 古澤 茂 代表社員 公認会計士 大森 茂 社員 公認会計士 岸野 勝	55	公認会計士法第2条第1項の 業務以外の業務 ・財務報告に係る内部統制に 関する指導、助言等

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 444百万円

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当社グループの会計監査人としての適格性等を中心に、会計監査人及び当社執行役等からの報告、子会社の監査役を含む当社グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当グループでは、今後とも企業価値向上に向けた経営改革に努め、公的資金の早期返済を実現したいと考えており、この観点から、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出は極力抑制することを基本的な方針としております。従いまして、優先株式は所定の配当、普通株式配当も今後の収益状況等を踏まえたうえ、平成18年3月期の配当額を基本とした安定配当に努めることといたします。

自己株式の取得については、公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため、十分な自己資本の確保に努めつつ、関係当局と協議の上、適切に対応してまいります。

ハ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査

りそなブルダニア銀行 (P.T. Bank Resona Perdania) の2006年12月事業年度の会計監査人はOsman Ramli Satrio & Rekan (Member of Deloitte Touche Tohmatsu a Swiss Verein) となっております。

6. 業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を構築し、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、「グループ内部統制に係る基本方針」を取締役会が決定しております。

「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

(1) はじめに

当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針（以下、本基本方針）をここに定める。

本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

(2) 内部統制の目的（基本原則）

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

①業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

②財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

③法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

(3) 内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定め、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

① 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、執行役及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、執行役及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「情報取扱基本方針」「グループリスク管理方針」を定め、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さまの情報の取扱い、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応に関する適切かつ十分な管理体制の整備と実践に取り組むものとする。

また、「情報開示指針」を定め、投資家からの信頼や情報開示の透明性・公正性の促進を図るものとする。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

執行役や組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。

また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努める。

また、当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。

さらに、当社及びグループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

⑥監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。

また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。

⑦前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動等に関する事項について、監査委員会または同事務局と事前に協議することを定めるものとする。

また、執行役は、この協議内容や当該使用人の業務遂行に係る不当な制約を行わないな

ど十分に配慮すべきものとする。

⑧執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

全ての執行役及び使用人は、別途定める「監査委員会に対する報告に関する規程」に従い、当社もしくはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。

また上記にかかわらず、監査委員会は必要に応じ、いつでも執行役または使用人に報告を求めることができるものとする。

⑨その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」に従い、内部監査の結果及び改善勧告に基づく改善状況の結果について監査委員会への報告を行うものとする。また、内部監査、財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署は、監査委員会との円滑な意思疎通等その関係に努めるものとする。

7. その他

該当ありません。

第6期末（平成19年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
流 動 資 産	125,202	流 動 負 債	112,523
現 金 及 び 預 金	22,567	関 係 会 社 短 期 借 入 金	80,000
前 払 費 用	347	一 年 以 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	17,000
未 収 収 益	9	未 払 金	14,176
未 収 入 金	24,213	未 払 費 用	1,188
未 収 法 人 税 等	77,950	未 払 法 人 税 等	61
繰 延 税 金 資 産	115	未 払 消 費 税 等	23
固 定 資 産	1,238,838	そ の 他	73
有 形 固 定 資 産	15	固 定 負 債	354,000
器 具 及 び 備 品	15	社 債	210,000
無 形 固 定 資 産	75	長 期 借 入 金	94,000
商 標 権	65	関 係 会 社 長 期 借 入 金	50,000
ソ フ ト ウ ェ ア	9	負 債 合 計	466,523
投 資 そ の 他 の 資 産	1,238,747	（純 資 産 の 部）	
関 係 会 社 株 式	1,111,267	株 主 資 本	897,518
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	95,000	資 本 金	327,201
繰 延 税 金 資 産	32,474	資 本 剰 余 金	327,201
そ の 他	5	資 本 準 備 金	327,201
		利 益 剰 余 金	244,014
		そ の 他 利 益 剰 余 金	244,014
		繰 越 利 益 剰 余 金	244,014
		自 己 株 式	△ 898
		純 資 産 合 計	897,518
資 産 合 計	1,364,041	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,364,041

第6期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	395,828
関係会社受取配当金	389,448
関係会社受入手数料	4,652
関係会社貸付金利息	1,408
その他	320
営業費用	11,045
支払利息	4,572
社債利息	1,766
社債発行費	209
販売費及び一般管理費	4,176
その他	320
営業利益	384,783
営業外収益	522
受取利息	305
受入手数料	134
その他	82
営業外費用	862
株式交付費	852
その他	9
経常利益	384,444
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	384,443
法人税、住民税及び事業税	△ 10,370
法人税等調整額	△ 24,308
当期純利益	419,123

第6期（平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
平成18年3月31日 残高	327,201	327,201	39,694	366,895	323,543
当事業年度中の変動額					
新株の発行			63,000	63,000	
剰余金の配当					△ 31,351
当期純利益					419,123
自己株式の取得					
自己株式の処分			4	4	
自己株式の消却			△ 569,998	△ 569,998	
利益剰余金による補てん			467,300	467,300	△ 467,300
当事業年度中の変動額合計	-	-	△ 39,694	△ 39,694	△ 79,528
平成19年3月31日 残高	327,201	327,201	-	327,201	244,014

（単位：百万円）

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
平成18年3月31日 残高	△ 579	1,017,061	1,017,061
当事業年度中の変動額			
新株の発行		63,000	63,000
剰余金の配当		△ 31,351	△ 31,351
当期純利益		419,123	419,123
自己株式の取得	△ 570,345	△ 570,345	△ 570,345
自己株式の処分	28	32	32
自己株式の消却	569,998	-	-
利益剰余金による補てん		-	-
当事業年度中の変動額合計	△ 319	△ 119,542	△ 119,542
平成19年3月31日 残高	△ 898	897,518	897,518

＜重要な会計方針＞

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
器具及び備品：2年～20年
 - (2)無形固定資産
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法
株式交付費及び社債発行費は支出時に一括費用処理しております。
4. リース取引の会計処理
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
6. 連結納税制度の適用
当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
7. 重要な会計方針の変更
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は897,518百万円であります。
(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)
「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号 平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第2号 平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる損益への影響はありません。

＜追加情報＞

当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当事業年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する短期金銭債権 46,789百万円
 関係会社に対する長期金銭債権 95,000百万円
 関係会社に対する短期金銭債務 94,440百万円
 関係会社に対する長期金銭債務 50,000百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 46百万円
4. 長期借入金のうち94,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後借入金であります。

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
 営業収益 395,828百万円
 営業費用 2,725百万円
 営業取引以外の取引高 305百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	千株 1	千株 0	千株 0	千株 2	注1
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	407	407	—	注2
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注3
戊種第一回優先株式	—	230	230	—	注2
合 計	1	639	638	2	

- (注) 1. 端株の買取および処分によるものであります。
2. 増加は自己株式の取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。
3. 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	790,157百万円
税務上の繰越欠損金	274,342百万円
その他	167百万円
繰延税金資産小計	1,064,668百万円
評価性引当額	△ 1,032,078百万円
繰延税金資産の純額	32,589百万円

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
車両運搬具	13 百万円	7 百万円	6 百万円

2. 未経過リース料年度末残高相当額

1 年以内 4 百万円

1 年超 4 百万円

合 計 8 百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 4 百万円

減価償却費相当額 3 百万円

支払利息相当額 0 百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額 △103,901円93銭

1株当たり当期純利益 32,367円71銭

<関連当事者との取引に関する注記>

1. 子会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社りそな銀行	直接100.00%	経営管理	譲渡性預金の預入	242,649	現金及び預金	—
				受取利息	305	—	—
			金銭貸借関係	資金の借入	170,000	関係会社短期借入金	80,000
			預金取引関係	資金の借入	—	関係会社長期借入金	50,000
				借入金利息	2,450	未払費用	616

属 性	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 埼玉りそな銀行	直接 100.00%	経営管理 金銭貸借 関係	資金の貸付	－	関係会社 長期貸付金	80,000
				貸付金利息	1,256	未収収益	7
子会社	株式会社 近畿大阪銀行	直接 100.00%	経営管理 金銭貸借 関係	資金の貸付	5,000	関係会社 長期貸付金	15,000
				貸付金利息	151	未収収益	1

(注) 1. 譲渡性預金の預入の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。

2. 借入金および貸付金の取引条件は一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 兄弟会社等

属 性	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 の子会社	株式会社 整理回収機構	－	金銭貸借 関係	資金の借入	－	長期借入金	80,000
				借入金利息	1,256	未払費用	7
				自己株式の 取得	569,998	－	－

(注) 1. 借入金の取引条件は一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 自己株式の取得金額は、当事者間の合意によるものであります。

<重要な後発事象に関する注記>

1. 重要な新株の発行について

平成19年4月25日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定しております。

- | | |
|------------------------|---|
| (1)募集等の方法 | 第三者割当 |
| (2)発行する株式の種類 | 第9種優先株式 |
| (3)発行する株式の数 | 100,000株 |
| (4)発行価額 | 1株につき3,500,000円 |
| (5)発行総額 | 3,500億円 |
| (6)発行価額のうち資本へ組み入れる額 | 1株につき1,750,000円 |
| (7)発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額 | 1株につき1,750,000円 |
| (8)払込期日 | 平成19年6月5日 |
| (9)新株の配当起算日 | 平成19年6月5日 |
| (10)資金の用途 | 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。 |
| (11)その他重要な事項 | 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づき、株式発行と同時の資本金の額及び資 |

本準備金の額の減少を行います。

2. 重要な資本の減少について

平成19年4月25日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定しております。

- | | |
|----------------|--|
| (1)目的 | 第9種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。 |
| (2)資本減少の方法 | 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による。 |
| (3)減少する資本の額 | 1,750億円 |
| (4)減少する資本準備金の額 | 1,750億円 |
| (5)減少する発行済株式数 | なし |
| (6)法定公告掲載日 | 平成19年5月2日 |
| (7)債権者異議申述最終期日 | 平成19年6月4日 |
| (8)効力発生日 | 平成19年6月5日 |
| (9)その他重要な事項 | 同時に第9種優先株式の発行により資本金を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。 |

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月16日

株式会社 りそなホールディングス
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社りそなホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成19年4月25日に第三者割当の方法による優先株式の発行並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月18日

株式会社 リそなホールディングス 監査委員会

監 査 委 員 箭 内 昇 ㊞

監 査 委 員 飯 田 英 男 ㊞

監 査 委 員 川 本 裕 子 ㊞

監 査 委 員 檜 垣 誠 司 ㊞

（注）監査委員箭内昇、飯田英男及び川本裕子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第6期末（平成19年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	1,609,285	預 金	31,731,081
コールローン及び買入手形	1,200,121	譲 渡 性 預 金	1,800,220
債券貸借取引支払保証金	114,451	コールマネー及び売渡手形	124,054
買 入 金 銭 債 権	571,122	売 現 先 勘 定	13,983
特 定 取 引 資 産	370,899	債券貸借取引受入担保金	55,575
金 銭 の 信 託	10,385	特 定 取 引 負 債	115,367
有 価 証 券	7,595,212	借 用 金	993,227
貸 出 金	26,252,861	外 国 為 替	3,199
外 国 為 替	83,265	社 債	866,141
そ の 他 資 産	909,471	信 託 勘 定 借	417,715
有 形 固 定 資 産	401,302	そ の 他 負 債	766,672
建 物	114,798	退 職 給 付 引 当 金	3,766
土 地	266,660	そ の 他 の 引 当 金	5,409
建 設 仮 勘 定	1,767	特 別 法 上 の 引 当 金	0
その他の有形固定資産	18,075	繰 延 税 金 負 債	0
無 形 固 定 資 産	40,382	再評価に係る繰延税金負債	43,536
ソ フ ト ウ ェ ア	13,208	支 払 承 諾	1,075,585
の れ ん	21,754	負 債 の 部 合 計	38,015,538
その他の無形固定資産	5,419	（純 資 産 の 部）	
繰 延 税 金 資 産	309,286	資 本 金	327,201
支 払 承 諾 見 返	1,075,585	資 本 剰 余 金	223,810
貸 倒 引 当 金	△ 543,137	利 益 剰 余 金	917,277
投 資 損 失 引 当 金	△ 14,819	自 己 株 式	△ 898
		株 主 資 本 合 計	1,467,391
		その他有価証券評価差額金	301,013
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 15,675
		土 地 再 評 価 差 額 金	60,484
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 1,400
		評価・換算差額等合計	344,421
		少 数 株 主 持 分	158,327
		純 資 産 の 部 合 計	1,970,139
資 産 の 部 合 計	39,985,678	負債及び純資産の部合計	39,985,678

第6期（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）連結損益計算書

(单位: 百万円)

科 目		金	額
経 資	常 用 収 益		1,153,316
貸 金	出 金	665,223	
有 価 出 証 金	利 金	515,486	
コ ー ル ロ ン	息 及 び 買 入 手 形 利 息	94,290	
買 債 預 け	先 取 引 受 入 利 息	8,889	
信 託 務 定 の 金	他 託 取 引 業 経 常 費 達 費	0	
役 特 そ そ 資	の 務 定 の 金	122	
		9,476	
		36,959	
		40,438	
		207,849	
		21,995	
		71,006	
		146,802	
			743,461
経 資	預 讓 コ ー ル マ ネ ー ル 債 借 社 そ 役 特 そ 營 そ 貸 そ	101,520	
		51,834	
		6,055	
		1,298	
		309	
		804	
		6,501	
		29,396	
		5,319	
		50,811	
		455	
		48,505	
		384,631	
		157,536	
		58,447	
		99,088	
			409,855
経 特	固 償 そ 特 固 減 そ		29,162
		1,611	
		24,824	
		2,726	
			12,942
		2,668	
		7,720	
		2,553	
税 法 法 少 当	金 人 数 期		426,074
			12,466
			△ 263,686
			12,396
			664,899

第6期 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
前連結会計年度末残高	327,201	263,505	749,118	△ 579	1,339,245
当連結会計年度変動額					
新株の発行		63,000			63,000
剰余金の配当			△ 31,351		△ 31,351
当期純利益			664,899		664,899
自己株式の取得				△ 570,345	△ 570,345
自己株式の処分		4		28	32
自己株式の消却		△ 569,998		569,998	-
利益剰余金による補てん		467,300	△ 467,300		-
土地再評価差額金取崩			1,912		1,912
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△ 39,694	168,159	△ 319	128,145
当連結会計年度末残高	327,201	223,810	917,277	△ 898	1,467,391

(単位：百万円)

	評価・換算差額等					少数 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算差額 等合計		
前連結会計年度末残高	257,388	-	62,396	△ 1,946	317,838	156,829	1,813,913
当連結会計年度変動額							
新株の発行							63,000
剰余金の配当							△ 31,351
当期純利益							664,899
自己株式の取得							△ 570,345
自己株式の処分							32
自己株式の消却							-
利益剰余金による補てん							-
土地再評価差額金取崩							1,912
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	43,624	△ 15,675	△ 1,912	545	26,582	1,498	28,080
当連結会計年度変動額合計	43,624	△ 15,675	△ 1,912	545	26,582	1,498	156,225
当連結会計年度末残高	301,013	△ 15,675	60,484	△ 1,400	344,421	158,327	1,970,139

(連結計算書類の作成方針)

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 21社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社近畿大阪銀行

りそな信託銀行株式会社

あさひ銀りテールファインランス株式会社、Resona Preferred Capital(Cayman)1 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman)2 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)4 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman)5 Limited、Resona Preferred Capital(Cayman)6 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)1 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)2 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)3 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)4 Limited、Resona Preferred Securities(Cayman)5 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman)6 Limited、Resona Preferred Finance (Cayman) Limited 及び Resona Bank (Capital Management) Plc は清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連法人等 2社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から

除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 4社

3月末日 17社

② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については主として5年間の均等償却を行っております。

(連結貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

動 産 2年～20年

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

10. 主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同

等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は340,314百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

13. その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。

預金払戻損失引当金	負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。
-----------	--

利息返還損失引当金	将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。
-----------	--

14. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価

の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,958百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は6,257百万円（同前）であります。

16. 一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

17. 一部の銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

18. 当社及び国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
19. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

証券取引責任準備金	0百万円	証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。
-----------	------	--

20. 当社及び一部の連結される子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

21. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く）

34,703百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額 207,668百万円

23. 有形固定資産の圧縮記帳額 62,398百万円

24. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	動産	14,647百万円
	その他	768百万円
	合計	15,416百万円
2. 減価償却累計額相当額	動産	6,759百万円
	その他	458百万円
	合計	7,217百万円
3. 期末残高相当額	動産	7,888百万円
	その他	310百万円
	合計	8,199百万円
4. 未経過リース料	1年内	2,582百万円
期末残高相当額	1年超	5,996百万円
	合計	8,578百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
	支払リース料	2,711百万円
	減価償却費相当額	2,521百万円
	支払利息相当額	228百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

25. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,401百万円、延滞債権額は403,396百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

26. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,911百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は278,862百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は714,572百万円であります。

なお、25. から28. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手

形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は357,553百万円であります。

30. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	63,929	百万円
有価証券	3,124,109	
貸出金	284,470	
その他資産	3,960	

担保資産に対応する債務

預金	144,109	百万円
売現先勘定	13,983	
債券貸借取引受入担保金	29,574	
借入金	776,300	
その他負債	288	

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金436百万円、有価証券951,893百万円及びその他資産3,340百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,926百万円、敷金保証金は23,055百万円であります。

31. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,261百万円

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金167,000百万円が含まれております。

33. 社債には、劣後特約付社債656,141百万円が含まれております。

34. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託516,755百万円であります。

35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は544,188百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ544,188百万円減少しております。

36. 1株当たりの純資産額 △23,676円 18銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1,375円49銭減少しております。

37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、信託受益権が含まれております。以下40. まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	291,026	272

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	148,451	148,074	△ 377	588	966

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	390,466	839,411	448,944	451,428	2,483
債券	4,951,728	4,913,534	△ 38,193	1,468	39,662
国債	3,927,606	3,894,702	△ 32,903	814	33,718
地方債	311,550	308,743	△ 2,806	376	3,183
社債	712,570	710,087	△ 2,483	277	2,760
その他	1,054,405	1,076,576	22,171	49,626	27,455
合 計	6,396,599	6,829,521	432,921	502,523	69,601

なお、上記の評価差額から時価ヘッジによる損益計上分12,281百万円及び繰延税金負債119,197百万円を差し引いた額301,443百万円のうち少数株主持分相当額407百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額△22百万円を加算した額301,013百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

38. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	20,521,550	148,413	59,169

39. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場内国債券	30,640
その他有価証券 非上場内国債券 非上場株式	571,668 122,077

40. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	2,939,623	1,368,164	614,257	742,346
国債	2,387,786	452,723	328,040	726,152
地方債	63,290	152,803	241,102	—
社債	488,547	762,637	45,115	16,193
その他	11,400	85,151	240,849	232,712
合 計	2,951,024	1,453,316	855,106	975,058

41. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	10,385	385

42. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は38,342百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは7,263百万円であります。

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,880,502百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,556,809百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 345,576	百万円
年金資産（時価）	601,754	
未積立退職給付債務	256,178	
未認識数理計算上の差異	△ 128,796	
連結貸借対照表計上額の純額	127,381	
前払年金費用	131,148	
退職給付引当金	△ 3,766	

45. 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は808百万円減少し、繰延税金資産は550百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は1,358百万円増加しております。

46. 当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当連結会計年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。

47. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,827,488百万円であります。

(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

- (5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- ① 「動産不動産」中の土地建物動産は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として区分表示し、また建設仮払金は「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
 - ② 「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」として表示しております。
 - ③ 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
- (6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。
48. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。
49. 平成19年4月25日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定しております。
- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 募集等の方法 | 第三者割当 |
| (2) 発行する株式の種類 | 第9種優先株式 |
| (3) 発行する株式の数 | 100,000株 |
| (4) 発行価額 | 1株につき3,500,000円 |
| (5) 発行総額 | 3,500億円 |
| (6) 発行価額のうち資本へ組み入れる額 | 1株につき1,750,000円 |
| (7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額 | 1株につき1,750,000円 |
| (8) 払込期日 | 平成19年6月5日 |
| (9) 新株の配当起算日 | 平成19年6月5日 |
| (10) 資金の使途 | 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。 |
| (11) その他重要な事項 | 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づき、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行います。 |
- また、平成19年4月25日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定しております。
- | | |
|-----------------|--|
| (1) 目的 | 第9種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資（分配可能額）である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。 |
| (2) 資本減少の方法 | 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による。 |
| (3) 減少する資本の額 | 1,750億円 |
| (4) 減少する資本準備金の額 | 1,750億円 |

(5) 減少する発行済株式数	なし
(6) 法定公告掲載日	平成19年5月2日
(7) 債権者異議申述最終期日	平成19年6月4日
(8) 効力発生日	平成19年6月5日
(9) その他重要な事項	同時に第9種優先株式の発行により資本金を増額いたしますので、 効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。

(連結損益計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- | | |
|------------------------|------------|
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 53,933円18銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 34,237円60銭 |
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について3,523百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について4,196百万円の「減損損失」を計上しております。

上記「減損損失」の合計のうち、建物は3,009百万円、土地は2,081百万円、その他の有形固定資産は2,629百万円、その他の無形固定資産は0百万円であります。

グルーピングの単位は、稼働資産については、継続的な管理・把握を実施している各営業店舗としております。本部、研修所、システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位としております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。

なお、稼働資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、りそな銀行において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税金等調整前当期純利益」が3,523百万円減少しております。

6. 「その他経常収益」には、株式等売却益108,420百万円を含んでおります。
7. 「その他の経常費用」には、貸出金償却38,287百万円、株式等売却損27,036百万円を含んでおります。
8. 「その他の特別利益」には、店舗チャネル改革引当金取崩額2,625百万円を含んでおります。
9. 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内の連結される子会社におけるシステム更改に伴う損失であります。

(連結株主資本等変動計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類および株式数は、次のとおりであります。

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	11,399	0	—	11,399	注1
種類株式					
乙種第一回優先株式	680	—	407	272	注2
丙種第一回優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回優先株式	0	—	0	0	注1
戊種第一回優先株式	240	—	230	9	注2
己種第一回優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種優先株式	—	25	—	25	注3
合 計	20,837	25	638	20,224	
自己株式					
普通株式	1	0	0	2	注4
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	407	407	—	注2
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注1
戊種第一回優先株式	—	230	230	—	注2
合 計	1	639	638	2	

注1. 普通株式の発行済株式および丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2. 乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の発行済株式並びに自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

3. 新株の発行による増加であります。

4. 端株の買取および処分による増減であります。

3. 当社の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成18年 5月23日 取締役会	普通株式	11,397百万円	1,000円	平成18年 3月31日	平成18年 5月23日
	種類株式				
	乙種第一回優先株式	4,324百万円	6,360円		
	丙種第一回優先株式	816百万円	6,800円		
	丁種第一回優先株式	1百万円	10,000円		
	戊種第一回優先株式	3,451百万円	14,380円		
	己種第一回優先株式	1,480百万円	18,500円		
	第1種第一回優先株式	3,267百万円	1,188円		
	第2種第一回優先株式	3,347百万円	1,188円		
	第3種第一回優先株式	3,267百万円	1,188円		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成19年5月18日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	11,396 百万円	1,000 円	利益剰余金	平成 19 年 3 月 31 日	平成 19 年 6 月 11 日
種類株式					
乙種第一回優先株式	1,731 百万円	6,360 円			
丙種第一回優先株式	816 百万円	6,800 円			
丁種第一回優先株式	0 百万円	10,000 円			
戊種第一回優先株式	137 百万円	14,380 円			
己種第一回優先株式	1,480 百万円	18,500 円			
第1種第一回優先株式	4,642 百万円	1,688 円			
第2種第一回優先株式	4,756 百万円	1,688 円			
第3種第一回優先株式	4,642 百万円	1,688 円			
第4種優先株式	1,459 百万円	57,918 円			

4. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（企業会計基準第6号平成17年12月27日）および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用し、従来の連結剰余金計算書に替えて連結株主資本等変動計算書を作成しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月16日

株式会社 リそなホールディングス
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	古 澤	茂	㊞
業務執行社員				
指 定 社 員	公認会計士	大 森	茂	㊞
業務執行社員				
指 定 社 員	公認会計士	岸 野	勝	㊞
業務執行社員				

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リそなホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リそなホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結貸借対照表注記に記載されているとおり、会社は平成19年4月25日に第三者割当の方法による優先株式の発行並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月18日

株式会社 りそなホールディングス 監査委員会

監査委員 箭内 昇 印

監査委員 飯田 英男 印

監査委員 川本 裕子 印

監査委員 檜垣 誠司 印

（注）監査委員箭内昇、飯田英男及び川本裕子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

1. 株式会社りそな銀行の決算概要

第5期末（平成19年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,097,339	預 金	19,493,511
コ ー ル ロ ー ン	1,165,700	譲 渡 性 預 金	1,823,690
債券貸借取引支払保証金	75,978	コ ー ル マ ネ ー	1,495,929
買 入 金 銭 債 権	53,086	売 現 先 勘 定	13,983
特 定 取 引 資 産	362,802	債券貸借取引受入担保金	26,001
金 銭 の 信 託	10,385	特 定 取 引 負 債	117,821
有 価 証 券	5,257,370	借 用 金	794,111
貸 出 金	17,818,392	外 国 為 替	13,839
外 国 為 替	68,804	社 債	734,306
そ の 他 資 産	744,454	信 託 勘 定 借	417,715
有 形 固 定 資 産	307,353	そ の 他 負 債	393,588
無 形 固 定 資 産	8,224	そ の 他 の 引 当 金	2,705
繰 延 税 金 資 産	275,445	特 別 法 上 の 引 当 金	0
支 払 承 諾 見 返	565,570	再評価に係る繰延税金負債	44,213
貸 倒 引 当 金	△ 370,825	支 払 承 諾	565,570
投 資 損 失 引 当 金	△ 13,058	負 債 の 部 合 計	25,936,990
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	279,928
		資 本 剰 余 金	352,208
		資 本 準 備 金	279,928
		そ の 他 資 本 剰 余 金	72,280
		利 益 剰 余 金	587,129
		そ の 他 利 益 剰 余 金	587,129
		繰 越 利 益 剰 余 金	587,129
		株 主 資 本 合 計	1,219,266
		その他有価証券評価差額金	224,805
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 15,452
		土 地 再 評 価 差 額 金	61,412
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	270,766
		純 資 産 の 部 合 計	1,490,032
資 産 の 部 合 計	27,427,023	負債及び純資産の部合計	27,427,023

第5期（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	796,431
資 金 運 用 収 益	456,388
（うち貸出金利息）	(332,521)
（うち有価証券利息配当金）	(72,658)
信 託 報 酬	8,227
役 務 取 引 等 収 益	120,041
特 定 取 引 収 益	21,053
そ の 他 業 務 収 益	61,098
そ の 他 経 常 収 益	<u>129,621</u>
経 常 費 用	511,493
資 金 調 達 費 用	94,296
（うち預金利息）	(34,486)
役 務 取 引 等 費 用	43,398
特 定 取 引 費 用	455
そ の 他 業 務 費 用	36,060
営 業 経 費	227,361
そ の 他 経 常 費 用	<u>109,919</u>
経 常 利 益	284,937
特 別 利 益	23,894
特 別 損 失	<u>7,851</u>
税 引 前 当 期 純 利 益	300,980
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 12,357
法 人 税 等 調 整 額	<u>△ 233,532</u>
当 期 純 利 益	546,871

2. 株式会社埼玉りそな銀行の決算概要

第5期末（平成19年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	423,635	預 金	8,941,264
コ ー ル ロ ー ン	1,462,375	譲 渡 性 預 金	152,230
買 入 金 銭 債 権	105,442	コ ー ル マ ネ ー	40,067
商 品 有 価 証 券	8,955	借 用 金	131,300
有 価 証 券	1,642,822	外 国 為 替	359
貸 出 金	5,921,348	社 債	40,000
外 国 為 替	14,213	そ の 他 負 債	65,368
そ の 他 資 産	84,043	そ の 他 の 引 当 金	1,412
有 形 固 定 資 産	57,987	繰 延 税 金 負 債	18,299
無 形 固 定 資 産	2,932	支 払 承 諾	24,668
支 払 承 諾 見 返	24,668		
貸 倒 引 当 金	△ 35,677	負 債 の 部 合 計	9,414,972
		（純 資 産 の 部）	
		資 本 金	70,000
		資 本 剰 余 金	100,000
		資 本 準 備 金	100,000
		利 益 剰 余 金	58,985
		利 益 準 備 金	20,012
		そ の 他 利 益 剰 余 金	38,972
		繰 越 利 益 剰 余 金	38,972
		株 主 資 本 合 計	228,985
		その他有価証券評価差額金	69,099
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 309
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	68,789
		純 資 産 の 部 合 計	297,774
資 産 の 部 合 計	9,712,746	負債及び純資産の部合計	9,712,746

第5期（平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	195,684
資金運用収益	138,791
（うち貸出金利利息）	(117,163)
（うち有価証券利息配当金）	(14,188)
役務取引等収益	43,864
その他の業務収益	7,659
その他の経常収益	5,369
経常費用	130,836
資金調達費用	14,432
（うち預金金利利息）	(10,874)
役務取引等費用	18,574
その他の業務費用	10,076
営業経費	72,077
その他の経常費用	15,675
経常利益	64,848
特別利益	1,086
特別損失	1,330
税引前当期純利益	64,604
法人税、住民税及び事業税	20,431
法人税等調整額	8,520
当期純利益	35,653

3. 株式会社近畿大阪銀行の決算概要

第7期末（平成19年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	89,450	預 金	3,365,331
買 入 金 銭 債 権	160,838	債券貸借取引受入担保金	29,574
商 品 有 価 証 券	272	借 用 金	74,411
有 価 証 券	667,990	外 国 為 替	138
貸 出 金	2,675,992	そ の 他 負 債	21,682
外 国 為 替	9,220	退 職 給 付 引 当 金	2,624
そ の 他 資 産	13,516	そ の 他 の 引 当 金	1,057
有 形 固 定 資 産	32,339	支 払 承 諾	28,181
無 形 固 定 資 産	1,586	負 債 の 部 合 計	3,523,002
繰 延 税 金 資 産	4,062	（純 資 産 の 部）	
支 払 承 諾 見 返	28,181	資 本 金	38,971
貸 倒 引 当 金	△ 37,576	資 本 剰 余 金	55,439
		資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 剰 余 金	16,467
		利 益 剰 余 金	22,282
		そ の 他 利 益 剰 余 金	22,282
		繰 越 利 益 剰 余 金	22,282
		株 主 資 本 合 計	116,692
		その他有価証券評価差額金	6,178
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,178
		純 資 産 の 部 合 計	122,871
資 産 の 部 合 計	3,645,873	負債及び純資産の部合計	3,645,873

第7期（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	88,680
資金運用収益	64,983
（うち貸出金利利息）	(56,257)
（うち有価証券利息配当金）	(7,765)
役務取引等収益	15,660
その他の業務収益	2,660
その他の経常収益	5,375
経常費用	69,900
資金調達費用	6,833
（うち預金利息）	(5,085)
役務取引等費用	7,580
その他の業務費用	2,009
営業経費	43,034
その他の経常費用	10,443
経常利益	18,779
特別利益	9,370
特別損失	3,734
税引前当期純利益	24,416
法人税、住民税及び事業税	2,916
法人税等調整額	60
当期純利益	21,439

4. りそな信託銀行株式会社の決算概要

第6期末（平成19年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	6,147	預 金	3,121
債券貸借取引支払保証金	38,473	コ ー ル マ ネ ー	29,000
有 価 証 券	14,976	そ の 他 負 債	13,184
そ の 他 資 産	17,477	負 債 の 部 合 計	45,306
有 形 固 定 資 産	109	（純 資 産 の 部）	
無 形 固 定 資 産	4,458	資 本 金	10,000
繰 延 税 金 資 産	654	資 本 剰 余 金	14,969
		資 本 準 備 金	14,969
		利 益 剰 余 金	12,023
		そ の 他 利 益 剰 余 金	12,023
		繰 越 利 益 剰 余 金	12,023
		株 主 資 本 合 計	36,992
		その他有価証券評価差額金	△ 2
		評価・換算差額等合計	△ 2
		純 資 産 の 部 合 計	36,990
資 産 の 部 合 計	82,296	負債及び純資産の部合計	82,296

第6期（平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	39,060
信 託 報 酬	32,211
資 金 運 用 収 益	84
（うち有価証券利息配当金）	(56)
役 務 取 引 等 収 益	6,760
そ の 他 経 常 収 益	4
経 常 費 用	21,101
資 金 調 達 費 用	20
（うち預金利息）	(2)
役 務 取 引 等 費 用	9,767
営 業 経 費	11,302
そ の 他 経 常 費 用	11
経 常 利 益	17,958
特 別 損 失	1
税 引 前 当 期 純 利 益	17,956
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,364
法 人 税 等 調 整 額	△ 47
当 期 純 利 益	10,640